

長崎県建設工事総合評価落札方式事務処理要領

令和3年2月26日 2建企第597号

最終改正 令和8年3月25日 7建企第253号

第1条 目的

この要領は、「長崎県建設工事総合評価落札方式実施要領（令和3年2月26日2建企第596号）」（以下「実施要領」という。）に基づき実施する総合評価落札方式の事務処理に関し、必要な事項を定める。

第2条 一般的事項

総合評価落札方式の実施に伴う事務処理については、本要領に定める事項を適用するものとし、本要領に定めが無い事項は、別表1（関係規則等）に定める規則、要綱等によるものとする。

2 本要領で規定する各種様式等は、別表2（関係様式等）に定めるものとする。

第3条 総合評価落札方式の適用範囲【実施要領第3条、第5条】

総合評価落札方式の型式の適用は、以下のとおり対象設計金額及び対象工事に応じて区分する。

型式	評価方式	対象設計金額	対象工事	
高度技術提案型	事前評価タイプ	特定調達契約の対象金額	全工事	
技術提案型	事前事後混在タイプ	3億円以上特定調達未満	全工事（一部工事は2億円以上から対象）	
施工計画型		1型	1億円以上3億円未満	建築一式工事
施工能力型	1型	事後評価タイプ	1億円以上3億円未満	建築一式工事を除く全工事
	2型		7千万円以上1億円未満	土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、舗装工事
	3型		4.5千万円以上3億円未満	土木一式工事
		1千万円以上3億円未満	とび・土工・コンクリート工事（吹付）、舗装工事	

2 技術提案型においては、施工難易度が高く技術的工夫の余地が大きいトンネル工事、橋梁上部工事、ダム工事、海上工事等は設計金額2億円以上の工事を対象とする。

3 特定調達契約とは、地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約をいう。

第4条 総合評価審査委員会の意見聴取【実施要領第6条】

長崎県総合評価審査委員会（以下「審査委員会」という。）は、「長崎県総合評価審査委員会設置要領（平成19年1月19日18監第469号）」（以下「設置要領」という。）に基づき設置し、意見聴取は以下のとおり行うものとする。

（1）全体委員会に関する事項：「設置要領」第2条第一号、及び第7条

① 「設置要領」第2条第一号に関する意見聴取を行うため、「設置要領」第7条に規定する全体委員会を開催するものとする。

②全体委員会における意見聴取は、「設置要領」第12条に規定する事務局が一括して行うものとする。

③事務局は、意見聴取後速やかに「長崎県建設工事総合評価落札方式ガイドライン」を作成し、長崎県ホームページで公表するものとする。

(2) 小委員会に関する事項：「設置要領」第2条二号、及び第8条

①「設置要領」第2条二号に関する意見聴取を行うため、「設置要領」第8条に規定する小委員会を開催するものとする。

②高度技術提案型落札者決定基準に関する事項は、以下の資料により意見聴取を行うものとする。

- ・「工事概要書（委員会様式1-1号）」
- ・「総合評価落札方式における「加算点配点基準」調書（委員会様式2-1号）」

③技術提案型の落札者決定基準に関する事項は、以下の資料により意見聴取を行うものとする。

- ・「工事概要書（委員会様式1-1号）」
- ・「総合評価落札方式における「加算点配点基準」調書（委員会様式2-2号）」

④施工計画型の落札者決定基準に関する事項は、以下の資料により意見聴取を行うものとする。

- ・「工事概要書（委員会様式1-2号）」
- ・「総合評価落札方式における「加算点配点基準」調書（委員会様式2-2号）」

⑤技術提案の審査に関する事項は、入札参加予定者の技術提案の良否について、意見聴取を行い、以下の資料にとりまとめるものとする。

- ・「入札に参加しようとする者の技術力等の評価結果調書（委員会様式3-2号）」

⑥施工体制確認の審査に関する事項は、以下の資料により意見聴取を行うものとする。

- ・「施工体制確認における追加資料の聴き取り調査結果（委員会様式4号）」
- ・「入札参加者の技術力等の評価結果及び落札者評価調書（施工体制評価）（委員会様式3-4号）」

2 小委員会の開催は、以下のとおり行うものとする。

	高度技術提案型	技術提案型	施工計画型	施工能力型
入札公告前	落札者決定基準に関する意見聴取			—
開札前	技術提案の審査に関する意見聴取		—	
開札後	施工体制確認の結果に関する意見聴取	—	—	

3 施工計画型及び施工能力型で、全体委員会で意見聴取を行っていない事項を落札者決定基準にする場合は、入札公告前までに以下の資料で意見聴取を行うものとする。

(1) 「工事概要書（委員会様式1-2号）」

(2) 「総合評価落札方式における「加算点配点基準」調書（委員会様式2-2号）」

第5条 対象工事の適用に係る審査（入札公告前）【実施要領第7条】

対象工事の適用及び落札者の決定基準は、「長崎県建設工事一般競争入札実施要綱（平成15年長崎県告示第780号）」（以下「入札要綱」という。）第2条第5号に規定する競争参加資格委員会（以下「競争参加資格委員会」という。）で、以下のとおり審査を受けるものとする。

(1) 前条第2項及び第3項の規定により落札者決定基準の意見聴取を行う場合は、以下の様式

を「競争参加資格委員会」の審査を受けた後に「審査委員会」より意見聴取を行う。

①「競争参加資格設定調書（「入札要綱」様式第1号）」

②「工事概要書（委員会様式1-1号）」又は「工事概要書（委員会様式1-2号）」

③「総合評価落札方式における「加算点配点基準」調書（委員会様式2-1号）」又は「総合評価落札方式における「加算点配点基準」調書（委員会様式2-2号）」

(2) 前条第2項の規定により落札者決定基準の意見聴取が不要な場合は、以下の様式を「競争参加資格委員会」に提出し、審査を受けるものとする。

①「競争参加資格設定調書（「入札要綱」様式第1号）」

②「総合評価落札方式における「加算点配点基準」調書（委員会様式2-2号）」

2 高度技術提案型又は技術提案型における技術提案の審査については、「実施要領」第15条に基づき「競争参加資格委員会」の委員長に、技術提案の審査を「長崎県土木部競争参加資格委員会技術審査分科会設置要領（平成20年3月17日19監第618号）」に基づき設置する長崎県土木部競争参加資格委員会技術審査分科会（以下「技術審査分科会」という。）に委ねるか意見を聴くものとする。

第6条 競争参加資格申請書等の提出【実施要領第13条】

「入札要綱」第7条第1項に規定する競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）は、別表1（関係規則等）で定める規定に関わらず、以下に規定する期間内で入札公告に記載された提出期限内に持参又は郵送（一般書留郵便又は簡易書留郵便で提出期限内必着。）しなければならない。なお、「実施要領」第5条に規定する事前事後混在タイプは、第9条第1項第2号及び第6号に規定する技術資料が提出された時点で参加申請があったものとみなす。また、「実施要領」第5条に規定する事後評価タイプは、「入札要綱」第7条第2項及び第3項に規定する添付書類（以下「資格確認資料」という。）が提出された時点で参加申請があったものとみなす。

高度技術提案型	技術提案型	施工計画型	施工能力型
公告日の翌日から起算して25日以内（休日を除く）	—		

2 「資格確認資料」は、別表1（関係規則等）で定める規定に関わらず、以下に規定する期間内で入札公告に記載された提出期限内に持参又は郵送（一般書留郵便又は簡易書留郵便で提出期限内必着。）しなければならない。

高度技術提案型	技術提案型	施工計画型	施工能力型
公告日の翌日から起算して25日以内（休日を除く）	入札書の提出開始日から入札書の提出期限日		

3 「長崎県電子入札実施要綱（平成18年1月5日17監第426号）」（以下「電子要綱」という。）第2条に規定する建設工事（以下「電子入札対象工事」という。）は、「資格確認資料」を「電子要綱」第9条の規定に基づき電子入札補助システムで提出するものとする。

第7条 競争参加資格の審査【実施要領第15条】

入札に参加しようとする者（高度技術提案型以外では、入札に参加した者）について、「競争参加資格申請書一覧表（「入札要綱」様式第7号）」を作成し、「競争参加資格委員会」に提出するものとする。

第8条 競争参加資格の通知【実施要領第16条】

「競争参加資格委員会」で資格の有無が確認された場合は、「実施要領」第16条の規定に基づき、以下のとおり入札に参加しようとする者へ通知するものとする。

- (1) 「実施要領」第5条に規定する事前評価タイプを適用する工事は、「競争参加資格確認通知書（「入札要綱」様式第8号）」により通知するものとする。
 - (2) 「実施要領」第5条に規定する事後評価タイプ又は事前事後混在タイプのうち、「電子入札対象工事」以外を適用する工事は、「競争参加資格確認通知書（「入札要綱」様式第8号）」に、競争参加資格を証明するものではない旨を記載して通知するものとする。
- 2 入札に参加しようとする者への通知は、別表1（関係規則等）で定める事項に関わらず、以下の期間までに通知するものとする。

高度技術提案型	技術提案型	施工計画型	施工能力型
「申請書等」の提出期限の翌日から起算して15～20日以内（休日を除く）	技術提案等の提出期限後、資格の有無に関わらず速やかに通知		入札書等の提出期限後、資格の有無に関わらず速やかに通知

- 3 「電子入札対象工事」が適用された「実施要領」第5条に規定する事後評価タイプ又は事前事後混在タイプは、「技術資料等」、「資格確認資料」及び入札書の提出時に発行される受付票をもって競争参加資格確認通知書が通知されたものとみなす。
- 4 「電子入札対象工事」が適用された「実施要領」第5条に規定する事後評価タイプ又は事前事後混在タイプは、開札後に競争参加資格の確認を行い、競争参加資格が無い者には、「競争参加資格要件不適格通知書（「入札要綱」様式第11号）」により通知するものとする。

第9条 技術資料の提出【実施要領第13条】

技術資料の提出は、別表2（関係様式等）に規定する技術資料のうち、入札公告において指定する技術資料を提出しなければならない。

- (1) 「技術者及び企業の施工能力調書（技術申請様式1号）」
- (2) 「技術提案書①（技術申請様式2-1号）」
- (3) 「技術提案書②（技術申請様式2-2号）」
- (4) 「技術提案の取扱いに関する事項（技術申請様式2-3号）」
- (5) 「補足説明資料（技術申請様式2-5号）」
- (6) 「施工計画書（技術申請様式3号）」

2 技術資料は、次の各号に規定する期間内で入札公告に記載された提出期限内に持参又は郵送（一般書留郵便又は簡易書留郵便で提出期限内必着。）しなければならない。

- (1) 技術者及び企業の施工能力調書に関する資料の提出期限

高度技術提案型	技術提案型	施工計画型	施工能力型
公告日の翌日から起算して25日以内（休日を除く）	入札書の提出開始日から入札書の提出期限日		

- (2) 技術提案書又は施工計画に関する資料の提出期限

高度技術提案型	技術提案型	施工計画型
公告日の翌日から起算して25日以内（休日を除く）	公告日の翌日から起算して15日～20日以内（休日を除く）	公告日の翌日から起算して7日以内（休日を除く）

- 3 「実施要領」第31条の規定に基づき、技術資料を一括して提出する場合は、以下の資料を提出しなければならない。

- (1) 「技術資料の一括提出誓約書（単体用）（技術申請様式4-1号）」
- (2) 「技術資料の一括提出誓約書（共同企業体用）（技術申請様式4-2号）」
- 4 「電子入札対象工事」における技術資料及び技術資料の一括提出誓約書の提出は、第6条第3項の規定を準用する。

第10条 技術力等の審査【実施要領第15条】

- 事前評価タイプにおける入札に参加しようとする者の、価格以外の要素（以下「技術力等」という。）の審査は、「競争参加資格委員会」に「入札に参加しようとする者の技術力等の評価結果調書（委員会様式3-1号）」を提出するものとする。
- 2 高度技術提案型及び技術提案型の技術提案の審査が、「技術審査分科会」に委ねられた場合、契約担任者は、「入札に参加しようとする者の技術力等の評価結果調書（委員会様式3-2号）」を「技術審査分科会」に提出するものとする。
 - 3 前項に係る事務処理は、長崎県土木部競争参加資格委員会技術審査分科会設置要領第4条の規定により行うものとする。
 - 4 事前評価タイプ及び事前事後混在タイプの審査は、提出期限日の翌日から起算して、以下に規定する期間内に審査を行うものとする。

高度技術提案型	技術提案型	施工計画型
15日～20日以内（休日を除く）	15日以内（休日を除く）	10日以内（休日を除く）

- 5 事後評価タイプ及び事前事後混在タイプにおける技術提案及び施工計画を除く技術力等の審査は、開札後速やかに行うものとする。
- 6 事後評価タイプ又は事前事後混在タイプにおける入札参加者の「技術力等」の審査は、「競争参加資格委員会」に「入札参加者の技術力等の評価結果調書（委員会様式3-3号）」を提出するものとする。

第11条 技術提案の評価判断

高度技術提案型及び技術提案型における技術提案の評価は、良（加点：実施義務あり）、普通（加点なし：実施義務なし）、不採用（実施不可）の3段階で評価する。

- (1) 良（加点）の内容
 - ①標準より優れた手法
 - ②工事の品質向上が見込め、その効果が大きいもの
 - ③具体的で明確な記載による提案
- (2) 普通（加点なし）の内容※（ ）書きは判断理由
 - ①標準と同等の手法（通常の方策）
 - ②品質向上の効果が小さい、又は標準的手法と同程度（効果小）
 - ③手法、効果の記載が不足（手法不明又は効果不明）
 - ④提案内容が不明確で、良否の判断ができないもの（手法詳細不明）
 - ⑤提案内容が評価内容に合致しないものもの（着目点不可）
 - ⑥提案内容の着目点と手法又は効果が合致しないもの（着目点・手法・効果の相違）
 - ⑦提案内容が関係機関等との協議が必要と思われるもの（協議提案）
 - ⑧提案内容が人員・機械の単純増員の提案であるもの（過大提案）
- (3) 不採用（実施不可）の内容
 - ①標準より明らかに劣る手法

- ②不適切な手法
- ③不安全な手法等
- ④品質低下や環境悪化などの効果が不適切となるおそれがあるもの
- ⑤設計仕様より劣ることが明白なもの

第12条 技術提案の採否の通知【実施要領第16条】

高度技術提案型における技術提案の採否通知は、技術資料の提出期限の翌日から起算して15日～20日以内（休日を除く。）に、「技術提案確認通知書（事務様式1号）」により通知するものとする。

- 2 技術提案型における技術提案の採否通知は、第25条の落札者決定の通知の際に行うものとする。

第13条 入札書の提出【実施要領第17条】

「電子入札対象工事」の場合は、「電子要綱」第15条の規定に基づき、入札書及び「工事費内訳書取扱要領（平成20年7月9日20建企第233号）」（以下「内訳書要領」という。）に規定する「工事費内訳書」（以下「工事費内訳書」という。）を、以下の規定により提出するものとする。

	入札書	工事費内訳書
提出方法	電子入札システムにより提出	電子入札補助システムにより提出

- 2 「電子要綱」第26条の規定に基づき、紙入札へ移行することが承認された場合は、同条に規定する方法で入札書及び「工事費内訳書」を提出するものとする。
- 3 高度技術提案型の入札書は、長崎県建設工事執行規則（昭和49年長崎県規則第30号）」に定める様式4号及び様式5号を使用するものとし、入札書、「技術提案入札書（技術申請様式2-4号）」及び「工事費内訳書」を郵送（一般書留郵便又は簡易書留郵便で提出期限内必着。）で提出するものとする。
- 4 「工事費内訳書」の作成は、「内訳書要領」に基づき作成するものとする。

第14条 技術提案入札書の取扱い

高度技術提案型においては、「技術提案入札書（技術申請様式2-4号）」に以下の資料を添付して提出するものとする。

- (1) 「技術提案①（技術申請様式2-1号）」
- (2) 「技術提案②（技術申請様式2-2号）」

- 2 前項については、第12条の規定に基づき通知された「技術提案確認通知書（事務様式1号）」により、普通及び不採用とした提案を二重線で消去したうえで提出すること。
- 3 技術提案を提出しなかった者及び技術提案が全て否とされた者については、「技術提案入札書（技術申請様式2-4号）」の提出は不要とする。
- 4 「内訳書要領」に基づく「工事費内訳書」に記載する技術提案実施に必要な経費は、第12条の規定に基づき通知された「技術提案確認通知書（事務様式第1号）」で採用された提案の実施に必要な経費を記載する。

第15条 重複申請の配置予定技術者の審査辞退【実施要領第14条】

「実施要領」第14条第5項の規定に基づき技術資料の審査を辞退する者は、「配置予定技術

者の専任不可能届（事務様式5号）」を持参又は郵送（一般書留郵便又は簡易書留郵便で提出期限内必着。）するものとする。

2 前項の提出については、電送により第一報を通知し、電送後は必ず提出先に着信の確認を行い、直ちに原本を持参又は郵送（一般書留郵便又は簡易書留郵便で提出期限内必着。）するものとする。

第16条 施工体制確認に係る追加資料の提出【実施要領第21条】

施工体制の確認に係る追加資料の提出については、以下により通知するものとする。

(1) 「開札結果等通知書（施工体制様式1-1号）」

(2) 「開札結果等通知書（別紙）（施工体制様式1-2号）」

2 契約担任者から追加資料を求められた者は、通知した日の翌日から起算して4日以内（休日を除く。）に「施工体制確認に係る聴き取り調査のための追加資料の提出について（施工体制様式2-1号）」を持参又は郵送（一般書留郵便又は簡易書留郵便で提出期限内必着。）しなければならない。

3 追加資料の提出を辞退する者は、通知した日の翌日から起算して4日以内（休日を除く。）に「施工体制確認に係る聴き取り調査のための追加資料の提出辞退届（施工体制様式2-2号）」を提出するものとする。

4 前項の辞退届を提出した者及び提出期限内に追加資料の提出をしない者の入札は無効とする。

5 追加資料の作成は、「低入札価格調査資料及び施工体制確認に係る追加資料作成要領（平成25年6月28日25建企第206号）」（以下「追加資料作成要領」という。）別表に規定する資料を作成するものとする。

第17条 施工体制確認に係る聴き取り調査の実施【実施要領第22条】

前条の規定による追加資料の提出期限日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に行うものとする。

第18条 施工体制確認の審査【実施要領第23条】

前条の聴き取り調査の結果に基づき、「（別紙1）施工体制の確認に係る審査方法」により審査を行い、以下の資料を作成し「競争参加資格委員会」で施工体制確認の審査を受けるものとする。

・「施工体制確認における追加資料の聴き取り調査結果（委員会様式4号）」

・「入札参加者の技術力等の評価結果及び落札者評価調書（施工体制評価）（委員会様式3-4号）」

2 施工体制確認の審査が「技術審査分科会」に委ねられた場合は、「技術審査分科会」で施工体制確認の審査を受けるものとする。

3 「競争参加資格委員会」又は「技術審査分科会」の審査後、以下の資料により「審査委員会」で意見を聴取するものとする。

・「施工体制確認における追加資料の聴き取り調査結果（委員会様式4号）」

・「入札参加者の技術力等の評価結果及び落札者評価調書（施工体制評価）（委員会様式3-4号）」

第19条 「低入札調査」に係る資料の提出【実施要領第25条】

「長崎県建設工事低入札価格調査制度要綱（平成25年長崎県告示第709号）」（以下「低入要綱」という。）第6条の規定に基づく調査（以下「低入札調査」という。）に係る資料の提出を求める場合は、以下により通知するものとする。

- (1) 「低入札調査実施通知書（施工体制様式3-1号）」
- (2) 「低入札調査実施通知書（特別重点調査）（施工体制様式3-2号）」

2 「低入札調査」に係る資料の提出は、前項により通知した日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に以下により持参又は郵送（一般書留郵便又は簡易書留郵便で提出期限内必着。）しなければならない。

- (1) 「低入札価格調査に係る資料の提出について（施工体制様式4-1号）」
- (2) 「低入札価格調査（特別重点調査）に係る資料の提出について（施工体制様式4-2号）」

3 「低入札調査」に係る資料及び「低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査要領（平成25年6月28日25建企第207号）」（以下「重点要領」という。）第2に規定する（特別重点調査対象者）は「追加資料作成要領」別表に規定する資料を作成するものとする。

第20条 「低入札調査」に係る聴き取り調査の実施【実施要領第26条】

「低入要綱」第5条及び「重点要領」第4条の規定に基づき提出された資料の受領後、速やかに「低入札調査」に係る聴き取り調査を実施するものとする。

第21条 「低入札調査」の審査【実施要領第27条】

前条による聴き取り調査の結果に基づき、「低入要綱」第8条に規定する「低入札価格調査結果表（「低入要綱」様式第2号）」を作成し、「競争参加資格委員会」の審査を受けるものとする。

第22条 落札仮決定者の決定【実施要領第28条】

入札参加者の総合評価を以下により行い、落札仮決定者を決定するものとする。

- (1) 高度技術提案型は、入札参加者の技術力等の評価結果及び落札者評価調書（委員会様式3-4号）により落札仮決定者を決定する。
- (2) 高度技術提案型以外は、入札参加者の技術力等の評価結果及び落札者評価調書（委員会様式3-3号）により落札仮決定者を決定する。

2 くじ引きにより落札仮決定者を決定する場合は、以下のとおりとする。

- (1) 「電子入札対象工事」の場合は、「実施要領」第28条第4項第1号に規定する方法でくじ引きを行うものとする。

- (2) 「電子入札対象工事」以外の場合は、くじ引きの開催について、以下の通知を電送で行うものとする。

- ① 「くじの実施について（通知）（事務様式10号）」
- ② 「FAX送信票兼受領書（事務様式11号）」
- ③ 「公共工事の入札結果及び契約内容の公表について（平成13年3月27日12監第564号）」（以下「入札結果等の公表について」という。）に規定する「別紙様式1（甲様式）」及び「総合評価方式評価表（公表様式2-1号）」に【落札決定前】と記載したもの
- ④ 「（別紙2）くじ引きの注意事項」

- (3) 入札参加者は、「FAX送信票兼受領書（事務様式11号）」にて、くじの参加等について回答するものとする。
- (4) 入札執行者は、くじの参加者及びくじの結果を「受付名簿兼くじ管理簿（事務様式12号）」に記録するものとする。

第23条 落札仮決定者の通知【実施要領第28条】

落札仮決定の通知は、以下により行うものとする。

- (1) 「落札者仮決定通知書（高度技術提案型用）（事務様式3-1号）」
- (2) 「落札者仮決定通知書（高度技術提案型以外用）（事務様式3-2号）」

2 落札仮決定の通知は以下の期限までに行うものとする。

事前評価タイプ	事前事後混在タイプ		事後評価タイプ
高度技術提案型	技術提案型	施工計画型	施工能力型
開札日の翌日までに行う	開札後速やか（原則開札後3日間以内）に行う		

- 3 「履行確実性評価方式試行要領（平成30年3月16日29建企第718号）」（以下「履行要領」という。）第7条を適用する者に落札仮決定の通知を行う場合は、履行の条件を明記して通知するものとする。
- 4 次に掲げる条件に該当する場合は、同条第2項の規定に関らず、入札を一時保留し、入札結果確定後に速やかに落札仮決定の通知を行うものとする。
 - (1) 「低入要綱」第5条に定める低入札調査対象者が発生した場合
 - (2) 談合情報があった場合
 - (3) 入札結果に不自然さがあった場合
 - (4) くじ引きがあった場合
 - (5) その他落札決定を行うことができない場合

第24条 落札仮決定の公表等【実施要領第29条】

開札結果の通知は、入札結果一覧表及び入札参加者の「技術力等」の評価結果を電子入札補助システムにより入札参加者に対して行うものとする。ただし、「電子入札対象工事」以外の場合は、入札結果一覧表及び入札参加者の「技術力等」の評価結果を長崎県ホームページで公表するものとし、公表する際の案件名は「【総合評価落札者仮決定】工事番号、工事名」とする。

- 2 入札結果一覧表の通知は、「入札結果等の公表について」に規定する「入札結果一覧表（別紙様式1（甲様式）」）に【落札者仮決定】と記載されたもので行うものとする。ただし、「電子入札対象工事」以外の場合は、「入札結果一覧表（公表様式1号）」に【落札者仮決定公表用】と記載したもので公表を行うものとする。
- 3 入札結果一覧表の取扱いは、下記事項に留意すること。
 - (1) 入札不参加（「競争参加資格無し（競争参加資格確認通知書で資格無しの通知を受けた者）」及び「無効（開札前に無効と判断された者）」を含む）の者は入札結果一覧表に掲載しない。
 - (2) 「予定価格超過」、「無効（開札後に無効と判断された者）」、「不適格（競争参加資格要件不適格通知書の通知を受けた者）」の者は、「標準点」、「加算点」、「評価値」を空欄にする。
 - (3) 評価値が小数第3位においても優劣の判断ができない場合、結果の欄に優劣が判定できる桁数の評価値を記入する。
 - (4) 高度技術提案型の公表は、「加算点」、「施工体制評価点」、「技術評価点」をそれぞれ

記載する。

- (5) 「実施要領」第5条第1項に規定する事前評価タイプで、「競争参加資格なし」の者があ
る場合、仮決定時は入札結果一覧表に掲載しない。また、「競争参加資格確認通知書（「入
札要綱」様式第8号）」は、長崎県ホームページでは公表しない。
 - (6) 「実施要領」第5条第2項に規定する事後評価タイプ又は事前事後混在タイプで、「競争
参加資格なし」の者があ
る場合、仮決定時は入札結果一覧表に掲載しない。また、「電子入
札対象工事」以外の場合、「競争参加資格要件不適合通知書（「入札要綱」様式第11号）」
は、長崎県ホームページでは公表しない。
- 4 入札参加者の「技術力等」の評価結果は、以下に規定する様式で行うものとする。
- (1) 「総合評価落札方式評価表【高度技術提案型】（公表様式2-1号）」
 - (2) 「総合評価落札方式評価表【技術提案型】（公表様式2-2号）」
 - (3) 「総合評価落札方式評価表【施工計画型】（公表様式2-3号）」
 - (4) 「総合評価落札方式評価表【施工能力型】（公表様式2-4号）」
- 5 総合評価落札方式評価表の取扱いは、下記事項に留意すること。
- (1) 入札不参加（「競争参加資格無し（競争参加資格確認通知書で資格無しの通知を受けた者）」
及び「無効（開札前に無効の要件に該当した者）」を含む）の者は評価表に掲載しない。
 - (2) 入札が「無効（開札後に無効の要件に該当した者）」の者は評価表に掲載しない。
 - (3) 備考欄に、「入札結果一覧表」の結果欄に記入した内容を記入する。
 - (4) 「予定価格超過」の者は、備考欄に「予定価格超過」と記入する。
 - (5) 「実施要領」第5条第2項に規定する事後評価タイプ又は事前事後混在タイプで技術提案
以外の評価結果については、審査された者以外は自己審査点を表示する。

第25条 落札者決定の通知【実施要領第30条】

「実施要領」第28条の規定に基づき通知された「落札者仮決定通知書（高度技術提案型用）
（事務様式3-1号）」又は「落札者仮決定通知書（高度技術提案型以外用）（事務様式3-2
号）」の通知日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、以下に掲げる様式を持参又は
郵送（一般書留郵便又は簡易書留郵便で提出期限内必着。）しなければならない。

- (1) 「配置予定技術者に係る通知書（単体用）（事務様式4-1号）」
 - (2) 「配置予定技術者に係る通知書（共同企業体用）（事務様式4-2号）」
- 2 前項の提出において、やむを得ない場合は電送による通知も可とするが、電送後は必ず提出
先に着信の確認を行い、直ちに原本を郵送すること。
- 3 「履行要領」第7条が適用される者は、同条第1項に規定する様式に、配置予定技術者と別
に配置予定技術者と同一の資格を有する技術者を記載しなければならない。
- 4 「電子入札対象工事」の場合、第1項に係る通知は、電子入札補助システムにより行うもの
とする。
- 5 「実施要領」第30条の規定に基づく落札決定通知は、以下の様式で行うものとする。
- (1) 「落札者決定通知書（高度技術提案型用）（事務様式6-1号）」：落札者通知用
 - (2) 「落札者決定通知書（高度技術提案型以外用）（事務様式6-2号）」：落札者通知用
 - (3) 「落札者決定の通知について（事務様式7号）」：落札者以外通知用
- 6 技術提案型における技術提案の採否通知は、落札仮決定後遅滞なく、入札参加者に以下の様
式で行うものとする。
- (1) 「総合評価落札方式に係る技術資料の評価点について（事務様式2-1号）」

(2) 「技術提案評価点内訳資料（事務様式2-2号）」

7 「電子入札対象工事」の場合、第5項に係る通知は、電子入札補助システムにより行うものとする。

第26条 入札結果の公表【実施要領第31条】

入札結果の公表は、「入札結果等の公表について」に基づき紙による閲覧及び長崎県ホームページで行うものとする。

2 紙による閲覧は、以下のもので公表を行うものとする。

(1) 「入札結果等の公表について」に規定する「入札結果一覧表（別紙様式1（甲様式）」

※高度技術提案型は、加算点の欄に技術評価点を記載し公表するものとする。

(2) 「総合評価落札方式評価表（公表様式2-1号～2-4号）」

(3) 「競争参加資格確認通知書（「入札要綱」様式第8号）」

※「実施要領」第5条第1項に規定する事前評価タイプで、「競争参加資格なし」の者がある場合

(4) 「競争参加資格要件不適合通知書（「入札要綱」様式第11号）」

※「実施要領」第5条第2項に規定する事後評価タイプ又は事前事後混在タイプで、「競争参加資格なし」の者がある場合

3 長崎県ホームページによる公表は、入札結果一覧表及び入札参加者の「技術力等」の評価結果で行うものとする。

4 入札参加者の「技術力等」の評価結果の公表は、第24条第4項に規定する様式で行うものとする。

5 総合評価落札方式評価表の取扱いは、第24条第5項によるものとする。

6 入札結果の公表期間は、契約を締結した日の翌日から起算して1年間が経過する日まで閲覧に供するものとする。ただし、入札参加者の「技術力等」の評価結果の長崎県ホームページでの公表は、落札決定日から休日を除いた2週間とする。

第27条 審査結果及び入札結果に関する説明要求と回答【実施要領第32条、33条】

説明の要求は「長崎県建設工事苦情処理手続き要綱（平成15年6月20日15監149号）」（以下「苦情要綱」という。）第5条に規定する「苦情申立書（様式第1号）」を持参又は郵送（一般書留郵便又は簡易書留郵便で提出期限内必着。）するものとする。

2 「実施要領」第31条の規定に基づく説明要求に対する回答は、「苦情要綱」第6条に規程する「苦情申立てに係る回答書（様式第2号）」より回答する。

3 施工計画や技術提案の改善方法等、特定の企業に対する説明は行わないものとし、第11条「技術提案の評価判断」を参考に不採用、普通の理由のみの説明とする。

4 説明要求の期限及び回答の期限は、別表1（関係規則等）で定める事項に関わらず、以下のとおりとする。

項目	高度技術提案型※1	高度技術提案型以外※1， ※2
競争参加資格に関する事項の要求期限	競争参加資格確認通知書による通知をした日の翌日から起算して7日以内まで	—
競争参加資格に関する事項の回答期限	申立てができる日の最終日から起算して7日以内まで	—

技術提案の採否に関する事項の要求期限	技術提案確認通知書による通知をした日の翌日から起算して7日以内まで	—
技術提案の採否に関する事項の回答期限	申立てができる日の最終日の翌日から起算して7日以内まで	—
落札者が決定したこと及び落札者とされなかった事項の要求期限	入札結果の公表をした日の翌日から起算して7日以下	
落札者が決定したこと及び落札者とされなかった事項の回答期限	申立てができる日の最終日の翌日から起算して7日以内	申立てができる日の最終日の翌日から起算して2日以内
上記の回答に対する再苦情申し立て期間	回答を行った日の翌日から起算して7日以内	

※1 期間については休日を除く日数とする。

※2 高度技術提案型以外とは、技術提案型、施工計画型、施工能力型を指す。

5. 落札者が決定したこと及び落札者とされなかった事項には、以下に関する事項を含むものとする。

(1) 技術提案型における競争参加資格及び技術提案の採否に関する事項

(2) 施工計画型における競争参加資格及び施工計画の採否に関する事項

(3) 施工能力型における競争参加資格に関する事項

6 審査結果及び入札結果の説明要求及び回答は、文書にて行うものとする。

第28条 評価内容の履行の担保【実施要領第34条】

落札決定に反映された技術提案及び工事の施工時において要求する評価項目（以下「工事施工時履行項目」という。）については、（別紙3）「総合評価落札方式契約書約定事項」に定める条項を工事請負契約書に追加するものとする。

2 基幹技能者の配置に関する誓約については、（別紙4）「基幹技能者を配置する場合の工事実施段階での取り扱いについて」に留意し、適切に施工計画書に反映させるものとする。

3 適切な下請契約に関する誓約については、完成検査前に誓約内容の確認を受けなければならない。なお、誓約の履行にあたっては、（別紙5）「適切な下請契約の評価について」に留意するものとする。

4 適切な下請契約に関する誓約のうち、下請契約金額の合意形成を誓約した者で、契約金額が履行確実性確保価格未満の工事の受注者は、下請代金の支払い完了後、速やかに契約担任者へ「支払い完了報告書（履行様式5号）」により報告しなければならない。

第29条 評価内容の履行の確認

契約担任者は、技術提案及び「工事施工時履行項目」の確認を、「総合評価落札方式契約事項チェック表（履行様式1号～4号）」により、施工計画書提出時、施工中及び完成検査前に以下のとおり行うものとする。

(1) 施工計画書提出時の内容確認

①高度技術提案型及び技術提案型は、採用された技術提案の施工時期

- ②施工計画型は、「施工計画書（技術申請様式3号）」に記載した内容
- ③施工体制台帳及び施工体系図に記載されている下請企業の次数
- ④下請契約の合意形成に係る協議の状況
 - ・見積依頼書（労務費及び法定福利費を明示した見積書の提出を求める旨、提出された見積書を尊重した契約を締結する旨が記載されたもの）の添付
 - ・見積書（労務費及び法定福利費が明示されたもの）の添付
 - ・下請代金内訳書への労務費及び法定福利費の記載
 - ・労務費及び法定福利費相当額の支払い方法
- ⑤誓約している基幹技能者の当該工事への配置時期

(2) 施工中の内容確認

- ①高度技術提案型及び技術提案型は、採用された技術提案の実施状況を「立会目視」、「写真確認」、「書類確認」等により確認を行うものとする。
- ②施工体制台帳及び施工体系図に記載されている下請企業の次数
- ③下請契約の合意形成に係る協議の状況
 - ・見積依頼書（労務費及び法定福利費を明示した見積書の提出を求める旨、提出された見積書を尊重した契約を締結する旨が記載されたもの）の添付
 - ・見積書（労務費及び法定福利費が明示されたもの）の添付
 - ・下請代金内訳書への労務費及び法定福利費の記載
 - ・労務費及び法定福利費相当額の支払い方法
- ④誓約している基幹技能者の当該工事への配置及び本人確認（資格証等）

(3) 完成検査前の確認内容

- ①最終の施工体制台帳及び施工体系図に記載されている下請企業の次数
- ②下請契約の合意形成に係る協議の状況
 - ・見積依頼書（労務費及び法定福利費を明示した見積書の提出を求める旨、提出された見積書を尊重した契約を締結する旨が記載されたもの）の添付
 - ・見積書（労務費及び法定福利費が明示されたもの）の添付
 - ・下請代金内訳書への労務費及び法定福利費の記載
 - ・労務費及び法定福利費相当額の支払い方法
- ③最終の施工体制台帳及び施工体系図に記載されている企業の建設キャリアアップシステムの事業者登録の確認

2 完成検査時は以下の資料を検査職員に提出するものとし、完成検査後は完成図書に綴じ込むものとする。

(1) 「総合評価落札方式契約事項チェック表（履行様式1号～4号）」

3 契約金額が、履行確実性確保価格未満の工事については、下請代金の支払い完了後、受注者から提出された「支払い完了報告書（履行様式5号）」で、前項で確認した契約内容の支払いが適切に行われているか確認するものとする。

4 発注者は、同条第3項の報告について、不適切な支払いが確認された場合は、「適切な下請契約の不履行について（履行様式6号）」により通知するものとする。

第30条 過去の工事实績等（長崎県発注工事）の証明【実施要領第38条】

工事实績等の証明は「建設工事発注証明書（事務様式8号）」を、当該工事の発注機関等に提出し、実績の証明を求めるものとするが、証明する項目が不足する場合は、任意様式による

証明願いでも可とする。なお、技術者が以前に所属していた企業での工事实績等の証明を申請する場合は、その技術者が従事していたことを証明する資料（コリンズの写し等）を添えて申請しなければならない。

- 2 「建設工事発注証明書（事務様式様式8号）」又は任意様式による証明願いは2部提出するものとし、うち1部は長崎県手数料条例（昭和24年長崎県条例第47号）の別表第1の総務部の1の欄の事実の証明に該当する手数料を納付するものとする。
- 3 発注機関は、提出された「建設工事発注証明書（事務様式様式8号）」又は任意による証明願いに必要事項を記載し、証明書に押印及び割印を行い返却するものとする。
- 4 工事实績の証明が複数部数必要な場合は、同条第2項に規定する金額×必要部数の手数料を納付するものを1部と必要部数を提出すること。

第31条 その他

この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関して必要な事項は別に定めるものとする。

付則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、施行前に入札公告を行った総合評価落札方式についても適用するものとし、施行日以降は、以下のとおり総合評価落札方式の型式を読み替える。

- ・標準型は高度技術提案型に読み替える。
- ・簡易型は技術提案型に読み替える。
- ・特別簡易型は施工計画1型に読み替える。
- ・担い手育成型は施工計画2型に読み替える。
- ・特別簡易型【事後評価・同時提出タイプ】は施工能力1型に読み替える。
- ・特別簡易型【事後評価・同時提出タイプ（地域企業育成）】は施工能力2型に読み替える。
- ・特別簡易型【事後評価・同時提出タイプ（担い手育成）】は施工能力3型に読み替える。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。ただし、施行日以前に入札公告を行った総合評価落札方式については、従前の例による。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。ただし、施行日以前に入札公告を行った総合評価落札方式については、従前の例による。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。ただし、施行日以前に入札公告を行った総合評価落札方式については、従前の例による。

この要領は、令和7年4月1日から施行する。ただし、施行日以前に入札公告を行った総合評価落札方式については、従前の例による。

この要領は、令和8年4月1日から施行する。ただし、施行日以前に入札公告を行った総合評価落札方式については、従前の例による。